

(24) 湯浅誠「東京の自立支援事業」寄せ場・野宿者運動全国懇談会「全国各地討議のための基礎資料」二〇〇二年二月二〇日、一頁以下。東京の自立支援システム利用者が再度野宿状態に陥った人々の聞き取り調査は生活保護と切断された自立支援事業の問題点を浮き彫りにしている。北川由紀彦「自立支援センター利用経験者路上聞き取り調査・中間報告」『Shelterless』二五号、二〇〇五年七月、一五三頁以下。

(25) 米合衆国連邦最高法院一九五四年判決。「分離すれども平等」との論理で人種隔離政策を正当化してきたブレッシー判決（一八九六年）を覆して、学校における人種隔離を合衆国憲法修正一四条の平等保護原則に反すると判決し、黒人の市民権運動に希望を与えた。

(ささぬま・ひろし)

生活困窮フリーターたちの「賃金と社会保障」

はじめに

「はじめまして、Aと申します。今現在、住む所がなくサウナ等を、転々としてます。相談をお願いしたいのですが、どうしたら良いでしょうか。」

「突然のメールすみません。先日TVで、もやいを見てメールさせていただきました。もやいさんに電話もしてみたのですが繋がりました。今神奈川で派遣会社に勤

めているBと申します。実は今寮で暮らしているのですが派遣の期間切れで、延長ができず後三日のうちに寮を出なくてはなりません。次の仕事も住むところも決まっていなのでこれからどうしたらよいのか途方にくれています。やりたい仕事、雇ってもらえそうな所はいくつかあるのですが住む所がなく採用を見送られています。なんとか相談のついていたけなideしょうか？ 働いて普通の暮らしがしたいです。」

「NPO法人自立生活サポートセンター・もやい（以下、へもやい）」に送られてきたメ

これが生活保護だー福祉最前線からの検証

尾藤廣喜・松岡喜良・吉永純 編著

福祉のケースワーカーや研究者が利用者の権利を守るために、福祉施設上の問題点について豊富な事例をもとに検証し、コラムもさめざめ掲載。現在の生活保護の姿態を解剖、実践的活法を挙げる。

A5判・380頁
2071円

いのちくらし生活保護Q&A 50プラス1
あきらめる前に読む一冊

ホームページに寄せられた200件の「ぼる実例の相談」を、よくある事例豊富な事例として取り上げ、わかりやすいO&A方式にまとめた。「かゆいところ」の手が早く回る、実効的な方法を示す。

公的扶助論

金澤誠一 編輯

佛教大学社会福祉学部
A5料・320頁 28

現代の貧困の史態を四に徴して、このやうな法および制度的安排が必要なのはその歴史から現在の態様を汲り上げ、基礎的立場から考へる。

知的障害者の加齢とソーシャルワークの課題

植田 康彦

2900
A 5 1 . 3 1 6 1

超高齢化社会の到来で、障害者の高齢化、特に知的障害者についての問題を実践的に検証し、今後の課題と展望を現地的に究明する。

生活保護法の挑戦

介護保険・ホームレスの時代を迎えろ

2600

社会保障の光と陰

縣止國來つ云

[illegible]

福祉国家の転換と福祉社会の展望

福祉社会

車

福祉社会と社会保障改
ベント・インカム調停の新論

5. 2017年12月16日，某公司收到客户支付的货款100,000元，存入银行。

〒604-0092 京都市中京区新町通丸太町下ル大炊町196-215
TEL 075-222-6743 FAX 075-222-5045
E-mail: takasuga@themis.ocn.ne.jp 郵便振替: 00940-0-267229

たかすが
株式 高菅出版
会社

湯淺誠

NPO法人自立生活サポート
センター! もやい、便利屋あうん他

ールである。送信者はともに三〇代前半。派遣労働している若者たちだった。

メルでのやり取りの後、彼らはへもやいゝを訪れ、相談のうえ、それぞれ別の「解決策」を選んだ。Aさんは、へもやいゝの知り合いの大家に話して敷金・礼金等を分割支払いしていくという約束で就労をつづけながらアパートに入り、Bさんはすぐに再就職したいという希望が明確だったため、生活保護申請をして宿泊所に居所を確保したうえで、ただちに就労活動に入った。

現在 Aさんはしばらく前に再びそのアルバイトを出してしまつて連絡がつかない状態、BさんはIT関連企業に就職して月収三〇万を超える給料を取り、二ヶ月ほどで保護を廃止

して自活生活している。
いま、不安定就労の若者たちに何が起きているのか？ 私たちの活動の現場から見える風景をレポートしつつ、これから、を考えたい。

マンガ喫茶・飯場で暮らす若者たち

「へい、い」には、こうした若者たちからのメールが一二月に一通くらいペースで入ってくる。彼ら（少なくともこれまでの間、女性はいなかった）の多くは、マンガ喫茶のフリーメールをつうじて相談してくる。マンガ喫茶を自らの宿所としている者もいた。マンガ喫茶に暮らし、メールで相談してくる……少なくともそれまでの支援活動では経験したことのない形だった。

相談に訪れた彼らに聞くと、必ず「毎晩のように顔を合わせる連中がいる」と口をそろえる。「マンガ喫茶で暮らす若者たち」が一定数存在するのだ。マンガ喫茶も、それをあてこんだ経営にシフトしている。

現在、繁華街にある大手のマンガ喫茶はた

いがい「個室」を売り物にし、午後一〇時、一時以降は、九時間で一〇〇円とか一五〇円といった「夜間パック」を用意している（日中は一時四〇〇円くらい）。一度入店したら会計を済ませるまで外出できないので、カップラーメンや冷凍弁当などが用意されており、シャワー室を備えている店も少なくない。泊まる人たちの想定しているのだ。しかもジュース飲み放題、マンガ読み放題、インターネットも自由に使える。かつての日雇労働者たちがサウナに泊まっていたように、現代の生活困窮した若者たちはマンガ喫茶に泊まり、不安に包まれながらネットサーフィンを行い、私たちのようなマイナーなNGOにたどり着く……。

しかし、事態はそこに止まらない。市場はすでにその先をマーケティングしはじめている。東京ではフリーター向けの「飯場」が急増している。

「フリーターに朗報」を売り文句として、新宿・渋谷・池袋・上野を始めとする山手線各駅に一九の宿泊施設（「レストボックス」）を展開している株式会社エム・クルーは、空きオフィス等に二段ベッドを持ち込んで「会社寮」を経営。一五〇〇円程度で宿泊するこ

とができ、宿泊者はエム・クルーが提携している梱包運輸の会社を中心に建設現場の雑工事等に派遣される。日雇労働の世界で「人夫出し飯場」と呼ばれていたシステムが、フリーター向けにリニューアルされて何か新しいものであるかのように打ち出され、またたく間に山手線各駅に広がった。

日雇労働と宿舍のセットという「レストボックス」のシステム自体には新しいものはない。しかし、その「現れ方」は従来の「人夫出し飯場」とは決定的に異なっている。まず「レストボックス」はいずれも山手線各駅から徒歩数分、つまり都会の真ん中にある。そして、ターミナル駅の真ん前に堂々と立て看板を出して、道行く人々に自らの存在をアピールしている。そのあり様は旧来の「人夫出し飯場」がスポーツ新聞の求人欄の片隅や、駅や公園を徘徊する違法な私的ブローカー（「手配師」）によって目立たない形で人々をリクルートし、郊外のプレハブ宿舍で人知れず運営されていたのと明白な対照をなしている。一言でいえば、「レストボックス」には「人夫出し飯場」につきまとっていた「影」がない。

その、明るさ、あからさまさ、は、何よ

りもかつて建設土木の重層的な下請け構造の最下層に閉じ込められていたこのシステムが、現代において文字通り、陽の目を見た、ことを示しているだろう。

この人材派遣システムは、もはや建設土木業界の専売特許ではない。サービス業はいまでもなく、製造業はあらゆる業種にあまねく浸透している周知のシステムである。そしてその利用者は、もはや寄せ場や路上に閉じ込まれた旧来の日雇労働者たちだけではない。利用者は、東京そして全国に充満しており、道行く「ふつう」の人々が潜在的な利用者である。その存在をアピールし、人々の利用を促すのに、いったい誰の目をはばかる必要があるだろうか？

高度経済成長期とバブル期の開発・再開発ブームを下支えしてきた「飯場」システムが、バブル後の九〇年代不況を経て新しい意匠のもと、かつてとは比較にならないほどの広がりや興行きをもったマーケットを舞台に登場している。こうした動きは、間違いなく今後全国化していくだろう。九〇年代半ばにはまだ大都市の繁華街の問題でしかなかった野宿者問題が、二〇〇〇年代には完全に全国化したように。

生活困窮フリーター市場の形成

◆フリーターのなかにはすでにホームレスも

私たちは、一部のフリーターがすでにホームレスになっている現状を認めなければならぬ。世間がフリーター的なライフスタイルを認めるかどうか、フリーターは将来ホームレス化するのではないかと、といった議論をしているいま、すでに少なからぬフリーターホームレスが生まれ、彼らをターゲットにしたマーケットが形成されようとしている。

現実の動向に対する世間（私たち自身を含む）の遅れは、いまに始まったことではない。八〇年代後半から九〇年代初頭にかけて単純肉体労働を担われた外国人労働者が流入してきたとき、人々は現実には数々の不利益と排除をこうむっている彼／彼女らを尻目に、「外国人労働者を受け入れるべきかどうか」の議論に夢中になっていた。そして、九〇年代半ばから後半にかけて野宿者が急増していたときに、人々は「この人たちは好きで

やっているのではないか」と肩をしかめ首をかしていた。そうしている間にも外国人労働者たちは無権利労働で使い捨てられ、野宿者に生活保護を取らせて生活保護費をピンハネする営利目的の宿泊所が爆発的に増えつつあった。

「ニーズ」をかきつけるマーケットの嗅覚と対応の迅速さには驚くべきものがある。もし私たちが、謙にもする思いで「ほんのちよつとだけでもマシな」環境へとマーケットの提示するままに流れていくほかに彼／彼女ら一人ひとりの切迫さを尻目に、現状と切り結ぶことのないおしやべりに終始するならば、それは結局、マーケットの勝利を私たちの無能さにおいて逆の側から例証するものにしかならないだろう。

◆「生」を担保に生活拠点を提供

生活困窮フリーターが雨露をしのげて翌日の仕事への活力を保てる寝場所を探したとき、それを提供したのは、私たちでももちろん行政でもなく、マンガ喫茶だった。マンガ喫茶はそのニーズを嗅ぎつけるや、自らの設備と料金システムを柔軟に変更し、彼／彼女らの寝場所としての「快適さ」を貪欲に追求した。

そして、マンガ喫茶がリクライニングとはいえず完全に体を横たえられる環境にないことから、マンガ喫茶の深夜バック料金を横目ににらみつつ、同程度の金額で体を休めることができ、若干の荷物も置いて自由に外出できる新しい「飯場」が出現した。たしかに、アパートを持てず転々としている生活困窮フリーターらにとっては「朗報」に違いない。

また、駅や公園に体ひとつで身を横たえる野宿者に、生活保護取得とセットで寝場所を提供したのは、これも私たちではなく、彼らの生活保護費を目当てとした営利目的の宿泊所事業体だった。宿泊所事業体はニーズにとびつただけではない。一人で申請に行けば必ずや福祉事務所に追い返されるような稼働年齢層（一五・一六四歳）の生活保護取得を、「力」(集団申請などをつうじた福祉事務所への圧力)で実現した。稼働年齢層の生活保護受給は、いうまでもなく、私たちがきわめて不十分にしか取り組めていない課題である。

宿泊所事業体と「レストボックス」両者の共通点は、自ら利用者の収入を確保して(一方は就労、他方は生活保護受給という形で)利用者の対価支払い能力を「産出」し、そのうえでさまざまな名目(宿泊料、紹介料、管

理費、食費、被服費等々)のもとに多面的に彼/彼女らの収入を吸い上げて、自らの利潤を生み出すところにある。そのためには、何はともあれ生活拠点を押さえること。それによって彼/彼女らの労働と消費の双方、つまり、生そのものが、収益源となる。

◆ワーキング・プアとマーケットの観望

こうしたマーケットの動きは、すべてここ数年、二〇〇〇年代に入ってからのものである。九〇年代後半に確立した「柔軟で流動的な」雇用形態によって生み出された働く貧困層(ワーキング・プア)が「賃金と社会保障」いずれによっても自らの生計を立てられない・立てることを許されない狭間へと落ち込み、二〇〇〇年代前半には自らが創り出したその狭間目掛けてマーケットが食指を動かす。見事な自己産出機能というほかない。

行政の役割は、こうした動きを放任し、マーケットが形成した枠組みの上で、一部に生じる歪み・行き過ぎを修正する点に基本的に限定される。マーケット形成の土台づくりに関与するのではなく(規制緩和)、マーケット形成の後に強制的に関与する(セーフティネット)。「効率的で小さい政府」のできあが

りである。

したがって私たちは、マーケットの「先駆性」(嗅覚)を認め、マーケットの鋭敏な動きを注視・監視しておく必要がある。少なくとも切迫した人々の切実なニーズを探り当て、人々が対価を支払うだけのサービスを提供しているのは行政ではない。先行するのは常にマーケットである。

(1) ここでいう「ホームレス」は、ミスリーディングな日本流「ホームレス」概念ではなく、国際的に流通している(グローバル・スタンダード)の概念として使用している。日本の場合、ホームレス路上生活者と定義するため(「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 第一条参照」、マンガ喫茶や現代風「飯場」で暮らす生活困窮フリーターも、宿泊所事業体で生活保護を受給している元野宿者も「ホームレス」には入らない。しかし、「適切な住環境にない、もしくはその恐れのある者」という国際的に流通しているホームレス概念を用いるならば、両者はひとしくホームレス状態にある。実際、自らのアパートを失った稼働年齢層の人間が、宿泊所に入って生活保護を受給し、そこから就労活動して派遣労働に就くか、または「レストボックス」に入って派遣労働に就くか、それはほんのち

私たちの取り組み―ケーススタディから―

◆二つの選択肢―自立支援事業と生活保護

そうした状況下、私たちはマーケットと比較にならない微小な規模ながら、かろうじて課題に対応してきた。冒頭で紹介した二人の生活困窮フリーターに対して、私たちは何ができて何ができなかったのか。そして今後、何ができるようになるべきなのか。Bさんの場合から見てみたい。

Bさんがへもやい事務所に相談に訪れた際、私たちが提示した選択肢は二つあった。一つは、東京都が行っている自立支援事業施設に入所すること、もう一つが生活保護申請を行うこと、である。

自立支援事業は生活保護法外の施策であり、野宿者がアパートでの就労自立生活を行うまでの間の諸障壁を取り除くことを目的としている。二ヶ月以内に就労できなければ退所、就労が継続しても四ヶ月以内に転宅資金を貯められなければ退所、アパート転宅後の行政

支援はなし、という制度設計の徹底さのため、生活保護に比べて安定感に欠ける。しかし、ほとんどの福祉事務所は自立支援事業を生活保護の「他法他策」と考え、まずはその利用をすすめる。特段の疾病のない稼働年齢層が、自立支援事業を拒否して生活保護を要求することは事実上きわめてむずかしい。

しかしBさんの希望は、とにかく早期の就労とアパート確保だった。元公務員でコンビニエーターにも詳しいという彼には、それが可能と思われた。そのような場合、自立支援事業はさらに使にくいものとなる。なぜなら、第一ステップの緊急一時保護センターにおいては事実上就労活動が禁止されるからだ。一ヶ月から二ヶ月の間、ただアセスメントの順番が回ってくるのを待つものの待機状態は、彼にとっては苦痛以外の何ものでもなかった。

他方、生活保護はどうかといえは、これもまた、さまざまな留保を抜きには説明できないのが実態である。現在、特段の疾病のない稼働年齢層が東京二三区内において生活保護を取得するためには、二つの手段しかない。

一つは、支援団体や野宿者支援の法律家らに付き添ってもらうこと。もう一つは、先に宿泊所に入って、そこを居所として生活保護を

申請すること。前者では同行者の「知識」が、後者では宿泊所事業体の「力」が武器となる。つまり「よっぽど」のことがなければ、一人では無理」という異常事態が常態化している。

しかし、さらにややこしいことがある。本人が生活保護という選択肢に強くこだわりの膨大なエネルギーを費やして福祉事務所の相対的抵抗を押し切った生活保護を取得したとして、ではそこにどれだけのメリットがあるのか。ホームレス（住所不定）状態から直接に居宅（アパート）保護を求めることは、佐藤訴訟の成果があったものの、事実上不可能に近い。入居一時金（敷金礼金等）の支給要件については、厚生労働省から末端の福祉事務所職員まで一貫してきわめて消極的である。結局、行き先は更生施設の代替場所としての宿泊所となり、一ヶ月数千円から三万円程度の生活費、相部屋生活、厳しい門限など、自立支援事業施設に入ると大差ない生活を送ることとなる。しかも特別区によっては、自区内に宿泊所がないことを理由に、緊急一時保護センターを代替的な宿泊場所として指定することもある。行き先が営利目的の問題ある宿泊所であることが公然の事実となつていても、福祉事務所の返答は決まっています。

る。「ほかに施設はない」。福祉事務所には「居宅保護」という選択肢は最初から存在しないのだ。

Bさんはそれでも生活保護を希望し、それゆえ同行のうえで生活保護申請を行い、宿泊所に入った。彼には、就労によって宿泊所での生活をこく短期で切り上げるといふ強い意志とそれを可能にする現実的な見通しがあったからだ。

◆生活保護か、仕事の確保か

それに対してAさんは、生活保護という選択すら取れなかった。なぜならば、仕事を休んで福祉事務所に行く、その時間がつくれなかったからである。ここにも生活困窮フリーターの抱える独自の困難がある。世のフリーターの半数がそうであるように、彼も毎日のように仕事に行っていた。しかし、雇用上の安定感と正規社員とは決定的に異なる。一日仕事を休めば翌日に再び出勤できる保証はなく、福祉事務所に生活保護の申請に訪れることは、「最悪の場合仕事を失う」というリスクを覚悟しなければならぬ。

その可能性を知らせた私たちに對して、彼は「改めて就職活動したとして、いま程度の

仕事に就けるかどうか、自信がない」と答えた。「なんとかなるはず」というのは簡単だが、そんなことは誰にも保証できない。

結局、彼は現在の就労を継続することを選択し、私たちはそれでも彼が現在のマンガ喫茶・サウナ暮らしから抜け出せる方法を探した。たまたま、私たちの活動に共感してくれた大家が入居一時金に特別の配慮を示してくれたため、彼はアパートに入ることができた。

◆人間の自己実現と社会復帰をめざす

――私たちの活動

この二人がアパート転宅を果たすまでのこれまでの記述中に、いったいいくつかの障壁（私たちの側からみれば課題）があったか、数えてみてほしい。

一刻も早く就労したい、または就労の継続を考えたと休むに休めないといった事情は、多くの生活困窮フリーターに共通する事情である。しかし、制度はそれに対応していない。自立支援事業は一ヶ月ないし二ヶ月の休養期間を「強要」する。ホームレス対策はすなわち路上生活者対策であるため、彼らのような働く貧困層のニーズは想定外なのだ。そして福祉事務所は平日昼間にしかやっていない。

働く貧困層が相談できるように、夜間・休日相談窓口を開設している福祉事務所を私は知らない。

自立支援事業・生活保護どちらに頼ったとしても、待っているのは厳しい門限、些少の小遣い銭のみの相部屋生活。しかも自立支援事業は失敗すれば容赦なく放り出され、生活保護ではアパート転宅のめどが立たないまま宿泊所に留め置かれる。自力で打開しようとしても、福祉事務所の「許可」がなければ不動産屋も物件を紹介してくれない。

それに対して私たちは、相談日には夜間でも相談に応じ、制度利用についてのアドバイスを行い、既成施策に乗るかどうかといった直線的ではない形の解決方法を一緒に考え、生活保護申請付添いを行っている。また、アパート転宅時には連帯保証人の提供を行い（へもやい）、わずかな家具什器費で調達できる中古家電バックを販売し（便利屋あうん）、住民票設定にともなう復活する昔の借金の整理を行い（法律家グループ）、ホームレス総合相談ネットワーク、入居後孤立しないための居場所を提供する（へもやい）の運営する喫茶店「サロン・ド・カフェ（もれび）」等のシステムとネットワークをつくつてきた。

マンガ喫茶で暮らす生活困窮フリーターがへもやいのかかわりのなか、自力で貯蓄を行ってアパート転宅を果たす道を選択し、毎週サロンに通ってそこで人間関係を支えとしながら、半年以上かかってアパート入居を実現した例もある。

制度を動かすまでには到底至らない微力のなか、それでも私たちに一定の役割と機能があれとすれば、それはかかわった本人たちの生に即して考えること、マーケットのように生を抱え込むのでも行政のように生を施策に沿わせるのでもなく、彼／彼女らの多様な生が受け止められるような幅と興行（選択肢とネットワーク）を具体的に作りだしていくことであるように思われる。それは、自らが自らの投資家として振る舞い、市場における交換価値を高めることを通じて達成される「自己実現」とも、不安定な労働市場・営利目的の福祉ビジネスにおけるリサイクルをめざした「社会復帰」とも異なる。オルタナティブな場の創出を同時にともなうような「自己実現」、社会の側の変容をともなうような「社会復帰」である。

(2) 東京都の自立支援事業に関しては、東京都

福祉局のホームページで概要を参照することができ（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/press/rel/2003/pr0630.htm>）。

自立支援センターでは、ハローワークに通って自力で就労して継続すれば、二回分の給料を貯蓄してそれを転宅資金にし、アパートに入居、「就労自立」となる。就労支度金の支給、月額一万二〇〇〇円の日当などは、更生施設に暮らす生活保護受給者の基準を一定程度準用している。ただし、アパート転宅資金の補助は半額のみである。事業開始以来の五年間で六二二〇名が利用し、五〇・九％の三〇二三人が就労自立（アパート転宅または住込み就労）を果たしたとされる（特別区人事厚生事務組合「自立支援センター利用状況」平成一八年一月版による）。ただし、その就労先の多くは典型的な不安定就労であり（管理・整備一八・五％、建築・土木一四・八％、清掃関係一四・四％、飲食・調理九・六％、工場・製造九・二％、運送七・一％、以上六業種で七三・六％、五〇一三人）、自立支援センター就労自立者の約一〇％にアパート入居時の連帯保証人提供を行っている（へもやい）の調査では、うち半数が入居後改めて生活困窮状態におちいっており、就労自立者が生活安定に至ったとはいえない状況である。

(3) 一九九八年二月二日、大阪釜ヶ崎の日雇労働者だった佐藤邦男さん（当時六五歳）が、

野宿状態からの直接の居住保護を求めて提訴した。一律の施設収容主義に対する異議申立てである。二〇〇二年三月二日、大阪地裁判決で佐藤さんは勝訴。判決では「現に住居を有しないとの一事をもって居宅保護を行うことができないと解すべきでない」と、一律の施設収容主義にもとづく現行運用を批判した。

(4) 厚生労働省「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について(通知)二〇〇三年七月三十一日。社援保発〇七三二〇〇三(号)によれば、「居宅生活ができる」と認められる者の判断方法は、「(前略)居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみでできない場合にあっては、利用する社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い……(後略)。なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居宅歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること」とある。私が生活保護を受けたら、まず間違いない、居宅には行かせてもらえないだろう。

(5) たとえばリクルートワークス研究所「非典

型雇用労働者調査二〇〇一」(二〇〇一年二月実施)の調査結果によれば、一八・三四歳の未婚男女で、現在の職業に「アルバイト・パート」と回答した者のうちの五・一・六％が週四〇時間以上勤務している。大久保幸夫(リクルートワークス研究所所長)「新卒無業」な彼らは就職しないのか(東洋経済新報社、二〇〇二年)八四・八五頁参照。

(6) この点、消費者金融を付置してみるのは興味深い。消費者金融は、年中無休二四時間いつでも「相談できる」。広告はテレビに、ポスターに、誰でもいつでもアクセスできる。勢を全国規模でとっている。対面するのは気まずいだろうと無人申請機を設置する懇切丁寧ぶりである。平日昼間にしかアクセスできず、しかも申請それ自体に膨大なエネルギーを必要とする生活保護と、いつでもどこでも誰にでもアクセスできる消費者金融。生活苦におちいった人たちがまず頭に思い浮かべるのはどちらか、誰が結果として人々を消費者金融へと仕向けているのか、明らかではないだろう。

(7) とりわけ生活困窮フリーターを含む働く貧困層に対し、生活保護制度利用のアドバイスを行ったものとして、拙著「本当に困った人のための生活保護申請マニュアル」(同文館出版、二〇〇五年)がある。

(8) これらの団体の諸活動について、本稿では紙幅の関係上詳しく述べることはできない。詳細については、それぞれ以下のURLを参照いただきたい。NPO法人自立生活サポートセンター・もやい (<http://www.moyai.net>)、便利屋あうん (<http://www.aun-net.com>)、ホームレス総合相談ネットワーク (<http://www.homeless-sogosadan.net>)、サロンド・カフェ (<http://www.salon-komorihi/>)。また、野宿者運動の経緯のなかでこれら諸活動の意義等を考察したものとして、拙稿「ホームレスの人たちの「負けない」進み方」(アジア太平洋資料センター(PARC)「月刊オルタ」二〇〇五年五月号)がある。あわせて参照されたい。

これからの課題

このような取り組みを通じて見てきた課題も多い。以下に、生活困窮フリーターを含む働く貧困層に関係するいくつかの具体的課題を(網羅的ではないが)指摘したい。

◆居宅保護の実現と協力不動産業者の発掘

働く貧困層にかぎらないことだが、居宅(アパート)へのハードルの高さが人々に生活保護取得を躊躇させるかなり大きな要因となっている。福祉事務所へ出てからアパート転宅するまでの長い施設暮らしを、ある当事者は「つとめあげる」と表現した。「施設は地図に載っていない」と言った人もいた。ホームレス状態であるかぎり、だれかれ構わず、とにかく施設にぶち込む、という現在の生活保護行政を個々のケースで突破していく必要がある。

その場合、必要となるのが不動産業者の協力である。早期のアパート転宅を果たそうとする場合、自分で準備を進めていって、福祉事務所の外堀を埋めていく必要がある。「早く移りたい」と訴えるだけでは「もうちょっと待って」で済んでしまう。そして、福祉事務所との交渉でアパート転宅を承認させるほど口達者な人は多くない。その結果、「そのうちなんとかしてくれるだろう」と黙って待つだけになってしまう。

自分で準備を進めようとする場合、もつとも重要なのが不動産屋の発行するアパート入

居のための「見積書」である。具体的な金額を示して転宅資金支給を求めることで、初め

て事態は本格的に動き出す。そこまで進んでいる話を却下するからには、福祉事務所としても十分な合理的理由が必要だからだ。

しかし、ホームレス状態からの申請を考えた場合、依然として収入がない、生活保護受給中でもない、というきわめて不安定な人たちに見積書を発行してくれる不動産屋はいない。ここに、福祉事務所を説得する材料の一つとしての見積書発行に協力してくれる不動産屋の存在が必要になる。これは、明確に支援的なスタンスを持った不動産屋でない限り、期待できない対応である。そのような不動産屋を発掘していかねばならない。Bさんのようにうまくいく人はむしろ少数なのだから。

◆労働組合とのネットワーク

生活賃金(Living Wage)

働く貧困層への相談面ではしばしば欠落してしまうのが、彼らが働いていた雇用の場に対する介入である。Aさん、Bさんの場合には、いずれも賃金未払いなどの明らかな労基法違反はなく、Bさんも派遣元会社に対する

継続雇用を求める気はなかった。しかし、多くの生活困窮フリーターらが雇用の場できわめて不当な扱いを受け、そして泣き寝入りしていることは周知の事実である。労働現場においても、社会保障現場同様、無数の違法対応、違法とはいえないまでも適切な介入によって改善できる無数の不適切な対応がまかり通っている。

生活保護現場におけるのと同様、それらの違法対応は一般労働など不安定就労状態にある個人に開かれた労働組合に持ち込まれ、労働組合員らによって必要な対応がなされているだろう。それは疑われない。問題は、私たちが個々の相談場面においてそうした労働問題を適切に汲み上げ、然るべき機関につなげられないこと、おそらくはその逆も真であること、つまりそれぞれの相談場面においてお互いのことが視野に入っていないこと、「自分たちで処理できなくても相談できる、気軽に回せる」という関係にないこと、そのネットワークの欠如である。

生活困窮フリーターを含む働く貧困層が生活保護行政から一貫して排除されてきたこと、そのことの問題性は大きい。二〇〇五年度から実施されている「自立支援プログラム」で

は、数多の危険性をはらみつつ、稼働年齢層に対する生活保護適用がプログラム化された。放置すれば保護廃止の増加に利用されるほかない「自立支援プログラム」の現場での運用に對してどこまで歯止めをかけられるか。私たちの側の取り組みがさらに問われてきている。

他方で、「常用雇用」に類型化されるような雇用形態にありながらアパート生活を手でできないような労働市場のあり方はさらに問題である。そのことは、あらゆる業種に派遣登録労働、業務委託契約、日給月給制が蔓延する現在、生活できる賃金とは何かという「生活賃金 (living wage)」問題が課題として浮上しつつあることを示している。常勤並みに働ながらマンガ喫茶や現代風「飯場」で暮らざるを得ない生活困窮フリーターの存在は、「生活賃金」が真剣に問われるべき段階に至っていることの証左だろう。

発祥の地アメリカ合衆国においては、自治体契約・委託労働者のみならず、自治体内で活動している全事業所を対象にした「全般的な生活賃金 (universal living wage)」キャンペーンが全国各地で展開していると聞く(宮坂純一「生活賃金運動の問題提起」、「労

働運動」二〇〇五年九月号)。日本においても、生活困窮フリーターを含む働く貧困層の問題は、労働賃金、社会保障、社会保障といった「賃金と社会保障」をめぐる諸制度の連関のなかでとらえていく必要がある。そうでない、稼働年齢層に対する生活保護適用の取り組みがうまくいったとしても、せいぜい一部のフリーライダーを過大に喧伝する生活保護受給者バッシングと、それによる生活保護費の切り下げ攻勢に帰結してしまうのがオチだろう。

へもやいゝがアパート入居時の連帯保証人提供を活動の柱に据えた一つの眼目は、生活困窮者にひとしく共通する課題である連帯保証人問題に取り組みむことを通じて、生活困窮者にかかわる諸分野 (DV被害者支援、外国人労働者支援、精神障害者支援) との接点をつくる点にあった。自分たちの取り組みがシングルイシューに埋没しないための仕組みを、日常活動のなかに織り込むためである。生活困窮フリーターを含む働く貧困層の「賃金と社会保障」問題に関する労働分野との連携についても、いま同じ必要性を感じている。

◆「予防」問題とアパートからの立退き

すでに述べたように、現行「ホームレス」対策の視野には広義のホームレス状態にある生活困窮フリーターら働く貧困層の問題が入っていない。わずかに「予備軍」対策の必要性が謳われるにとどまり(厚生労働省「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」二〇〇三年七月)、法律施行後九四年を経過しようとするいまも、具体的対策は一つ行われていないのが実情である。路上へと叩き出されてくる人々を放置したままではいくら路上対策を拡大したとしても、路上で暮らす他ない人たちの数は減らない。これでは蛇口全開のままで水をかき出しているにひとしい。福祉事務所が自ら社会に呼びかけないだけでなく、訪れた者をも追い返すという生活保護行政の機能不全のなか、ただでさえ「ふつう」の人々と見分けのつかない(テントなどの「徴」のない)生活困窮フリーターらに制度利用を促す仕組みをつくることは容易なことではない。ただし、この点において現行システムのなかでもその危機に關与しうる場面がある。アパートからの立退きである。

最高裁判所によれば、二〇〇四年の一年間

で行われた不動産の強制執行件数は九三〇九

(既済のみ。最高裁判所「司法統計年報」平成一六年度版、民事・行政事件欄第四表による)。このなかには事業用不動産や船舶等の強制執行件数も含まれるため、どれだけの居住者がその居所を追われることになったのかこの数字だけではわからない。しかし、実際の執行件数の背後には、膨大な数の「強制執行には至らないうちに退去したケース」が控えていることを考えれば、数万単位の世帯が一年のうちにそれぞれの居所を追われていると推計しても誇張ではないだろう。実際、へもやいゝの相談で出会う少なからぬ人たちが、家賃滞納等を苦にして自らアパートを出てきてしまっている。

ドイツのある州では、賃借人がアパートからの立退きを求められた際、賃借人からの通報により専門部局職員が滞納家賃等の立替払いと本人に対する社会扶助の支給を開始するシステムが機能し、一定の成果を挙げているという(中村健吾他編著「欧米のホームレス問題」下「第二編第二章、噬喰露子執筆部分、法律文化社、二〇〇四年」。しかし、日本の行政に直ちにこのような対応を求めるのは非現実的というものだ。私が期待しているのは、

法律家(弁護士・司法書士)である。

弁護士や司法書士は、家賃滞納による被害を受けた賃借人をクライアントとして、居所を追われようとしている賃借人と接する立場にある。これは事実上、法律家たちへのみ許された接点であり、ここに当人に対しては生活保護等を始めとする諸制度の存在とその利用方法を、福祉事務所に対しては生活困窮者の存在を告知する現実的な可能性がある。法律家たちが「立退き自体は民事だが、それによってホームレス状態におちいるのは人権問題である」というスタンスでこの問題に積極的に関与することがあれば、アパート立退きによるホームレス状態化に一定の歯止めをかけられるかもしれない。

法律家たちのその取り組みが突破口をつくり、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の見直しが行われる二〇〇七年夏(二〇年の時限立法の折返し地点)に、「予備軍」たる生活困窮フリーターら働く貧困層への対策が何らかの形で具現化するというシナリオを、私は夢想している。

(9)この点に關しては、拙稿「格差」に抗するネットワークと法律家の役割(野宿者支援

における連帯の現場から」(財団法人法律扶助協会「リーガル・エイド研究」二二号、二〇〇六年四月)を参照されたい。

マージットの論理がつきつけるもの

——おわりに

私たちはしばしばマージットに選れをとると書いた。しかし、その「遅れ」が一人ひとりにていねいに寄り添うことによつて、マージットの論理から外れた線を刻印する質をもつ行為であるかぎりにおいて、それは恥ずべきものではない。人々の生を大量に費消することで生き延びるマージットに追いつこうとすれば、同じ論理で人々を囲い込む。自らの路線に人々を流し込んでいくほかないからだ。恥ずべきは、自らの居場所に関じこもって、新しい問題の所在、新しい課題の発生それ自体を見逃すことだ。マージットに学ぶべきはその嗅覚にある。

しかし、さらに恐ろしいことがある。それはマージットに呑み込まれることだ。環境・介護・フェアトレードといったさまざまな分野で、マージットの論理とは違ふオルタナテ

イブな取り組み、先駆的な人々が築き上げてきたシステムそれ自体が、いつの間にかマーケットに呑み込まれてしまう、という事態が起きている。

新しい取り組みが一定規模の集団的支持を勝ち得たとき、マーケットは嗅覚鋭く嗅ぎつけ呑み込みにかかる。それは宿命のようにさえ感じられる。私たちはマーケットが吐き出した「残り物」を、マーケットの食指が再び動くように「お膳立て」することしかできないのか。野宿者や生活困窮フリーター、働く貧困層を取り巻く諸問題も、同じ問いを突きつけているように思われる。

（ゆあき・まこと）

社会開発の福祉学

——社会福祉の新たな挑戦——

ジェームス・ミツジリイ（カリフォルニア州立大学バークレイ校教授）著
秋原康生（城西国際大学教授）訳

国際社会福祉をとらえる新たな視点としての「社会開発」
その第一人者による総合的テキストを完全翻訳。

◆目次◆

定価（本体3,000円＋税）
A5判 並製 256頁

日本語版への序文

序章

開発とつながる発展／社会開発の必要性／本書の目的と領域

第1章 社会開発の定義

社会福祉の概念／社会福祉を向上させるさまざまなアプローチ／社会開発アプローチ／社会開発のその他の概念

第2章 社会開発の歴史

社会変革と社会的介入の理論／先進工業諸国における福祉国家と叶西／植民地主義と第三世界の社会福祉／国連と社会開発の普及／社会開発の衰退と復活

第3章 社会開発の理論

社会開発理論の性格／低開発の状況／社会開発のプロセス／社会開発の目標

第4章 社会開発のための戦略

個人による社会開発／コミュニティによる社会開発／政府による社会開発

第5章 社会開発を目指して 制度の全体像

制度学派の見方／制度的見方の英断／社会開発の達成のために一事例の紹介／今後の課題（解題）

旬報社 〒112-0015 東京都文京区目白台2-14-13
TEL 03-3943-9911 FAX 03-3943-8396

※その1・廣本利雄「きびしくなる特養ホームの利用者負担と施設運営」は前号（二四一五号）に掲載しています。

●「改正」介護保険、前倒しスタートした老人福祉施設の検証・その2

制度転換で養護老人ホームはどうなるのか

養護（官）老人ホーム 榎ノ木荘 施設長 中村 公三

はじめに

養護老人ホームは、老人福祉法にもとづき設置、運営されてきました。全国で九七六施設（うち、「養護（官）老人ホーム」は四九施設）あります。

養護老人ホーム等の見直しの背景は、介護保険法案の付帯決議及び社会福祉事業法等一部改正に対する付帯決議で、養護老人ホーム等のあり方に関する検討を行うとされたことです。その後、厚生労働省老人保健局長の私的研究会として、一人名の有識者による「養護老人ホーム等の将来像に関する研究会」が開催され、二〇〇四年一〇月二八日に研究会「報告書」としてまとめられ、その報告書を

もとに、養護老人ホーム等に関する制度改正案が提示されてきました。

設備および運営に関する基準、措置費・各種加算等の単価確定は本年（二〇〇六年）三月末になると言われており、来年度事業計画および予算編成の時期ですが、詳細は明らかではないため、事業の見通しがもてず、入所者への説明はどうするのか等の不安が高まっているのが現状です。

十分な準備が整わないなかでの制度移行は、入所者にも大きな不安をもたらすものであり、拙速な実施には再検討を、との関係者の要望もあり半年間の経過措置が設けられましたが、今回の制度改正により、二〇〇六年四月一日からは「新養護老人ホーム」に転換します。本稿では、現時点（二〇〇六年二月末日）

で明らかになっている制度改正の概要（五つのポイント）と危惧されるいくつかの問題点について述べたいと思います。

制度改正の概要 （五つのポイント）

(1) 養護老人ホーム・養護官老人ホームは三つの選択肢で転換

厚生労働省は、「増大する入所者の介護ニーズについては、入所者が介護保険料を負担していることを勘案すれば、介護保険制度により対応することが適当である。よって、三つのいずれかを選択した施設となる」としています。

その内容は、①措置制度を基本に生活（衣

1416

特集◎ホームレスの人々の住所と市民権

社会保障



旬報社

法政大学
大原社会問題研究所編

出版記念
大原社会問題研究所85周年
旬報社創業55周年

1945年～2005年
全13卷＋別巻（索引・統計資料）

日本労働運動 資料集成

特色と欄架上の工夫

[illegible]

- 第1巻記本(3冊)/2005年12月 指定価 88,200円
- 第2巻記本(3冊)/2006年 5月 指定価 88,200円
- 第3巻記本(3冊)/2006年10月 指定価 88,200円
- 第4巻記本(3冊)/2007年 2月 指定価 88,200円
- 第5巻記本(2冊)/2007年 5月 指定価 58,800円



分母阪死はいたしません

先着順受付中

限定
700
セット

9 旬報社

〒112-0015 東京都文京区目白台2-14-13
TEL 03-3943-9911 FAX 03-3943-8396

雜誌26144-04



4910261440469
02000